

令和4年度 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和5年1月23日（月）13：30～15：30

場所：和歌山県民文化会館 特設会議室

	鈴木子ども未来課長 挨拶
事務局	委員紹介
事務局	議題1「会長及び副会長の選任」について、お諮りします。 会長、副会長の選任については「和歌山県子どもを虐待から守る条例」第23条第2項の規定に基づき、委員の皆様による互選となっています。 ご推薦等がございましたらお願いします。
委員	事務局案をお聞かせください。
事務局	会長には中川委員、副会長には家本委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	会長には中川委員、副会長には家本委員が選出されました。
事務局	それでは、議題2に移らせていただきます。 ここからは、中川会長に議事進行をお願いします。
会長	それでは、議題2 児童相談所体制強化について、県の取り組み状況を報告願います。
事務局	議題2について説明
会長	一時保護所の新築については今説明いただいたとおりであるが、以前問題になったのは宿直体制のことであったと思う。基本は男性職員と女性職員がそれぞれ男子居室及び女子居室で対応できるような職員配置を予定しているが、正職員の人数の問題と正職員に加えて配置される会計年度任用職員について、女性の会計年度任用職員の応募者が少ないという現状があった。その結果として女性職員が不在の時に、男性一時保護所職員が女子児童に対してわいせつ行為を行い、刑事事件となった。今回一時保護所が新しくなり、職員配置の体制がどうなっているかについても補足的な説明をいただけたらと思う。
事務局	実際に職員体制が整っているとは言い難い状況である。今年度途中に一時保護所

が新しくなったが、職員の増員というのがうまくいっていない。新築移転した時点で臨時的任用職員を採用するというようになっており、募集をしたが応募は0人。今現在9人の正職員が宿直勤務をしているが、4月1日以降で、職員が一人で泊まった日は15日。女性のみ2人で泊まった日が3日。男性のみで泊まった日が16日。計34日男女の職員配置ができなかった。さらに、一時保護児童がコロナ感染や濃厚接触者となった場合に旧館を使用したため、そちらにも職員を配置する必要が生じた。職員体制が整わずに、新館旧館それぞれ一人ずつ宿直したということがあった。男女の職員体制を確保するために、一時保護所職員ではない事務職の職員が宿直することもあった。それでも結局34日は男女職員体制をクリアすることができなかった。人事課にも要望を伝え、来年度からは正職員で男性職員が6人、女性職員が6人配置することができ、男女正職員で宿直勤務をすることができるが、週に2日は男女どちらかの職員が配置できない日がある。そこを臨時的任用職員で補充する、それでも無理であれば、児童相談所のケースワーカーや心理士が宿直勤務に入らざるを得ないのかと思っている。労働基準法をふまえると、男女職員が7人ずつ配置できないと365日の体制を整えることが難しい。

会長

確認であるが、資料6の児童相談所の組織図に、一時保護課長や児童指導員、宿直業務員、つまり会計年度任用職員が書かれているが、今の説明で、女性の会計年度任用職員がなかなか集まらなかったという話であったが、4月1日現在、これらの人たちは配置されているということでしょうか。

事務局

配置されている。新たに5人の臨時的任用職員を配置することでなんとか男女職員の不足人員を補充しようとしたが、結局応募がなかった。また、児童指導員の中には様々な事情で宿直勤務ができない職員もいる。

会長

実際宿直勤務ができる職員は何人か。

事務局

9人である。9人のうち4人は教員である。

会長

現在までで年間34日については、男女配置の体制がとれなかったが、来年度は、児童指導員の人数が増えるということでしょうか。

事務局

そうである。

会長

来年度の会計年度任用職員の人数はどのようなのか。

事務局

引き続いての配置とさらに増やしていきたいと思っているが、今のところ3人継続しないとも聞いているので、難しい状況。

会長

正職員は増えるが、会計年度任用職員は減るかもしれない、募集中という状況か。

事務局 そうである。

会長 34日、男女一人ずつの勤務ができなかったと説明があったが、本来一時保護所の勤務でない職員も応援に来てもらったが、それもできなかった日が34日だったということではよろしいか。

事務局 そうである。34日に関しては、児童のコロナ感染があり、旧館を利用したというのも一因。

事務局 会計年度任用職員の応募になかなか集まらないというのがあるが、県内の大学等5校に依頼したり、直接ゼミで募集の声かけをさせてもらったりした。応募があってもなかなか続かないこともあった。引き続き伝手をたどるなど募集を続けていきたいと思っているので、もし心当たりがあれば教えていただければお願いしたい。

会長 委員から他に質問やご意見はございませんか。

委員 一人で宿直勤務することが15日あったと説明があったが、20数名児童がいて、一人で宿直することは児童養護施設等でもなかなか大変だと思う。見回りとかはどうされていたのか。新館でも一人で宿直勤務されていたのか。

事務局 新館でもあった。見回りは、ある程度決められた時間に見回っている。

委員 子供たちなので騒がしいこともあると思う。一人で勤務するとなれば、メンタル面でもとても心配に思う。

事務局 入所している児童によっては、無断外出や職員暴力、器物破損といった問題行動があるときもある。その時には、児童相談所の職員が応援に行くといったことで、就床時間までは応援に入ることもあった。中央児童相談所の職員だけでなく紀南児童相談所の職員も応援に来てもらったということもあった。

委員 コロナのことであるが、今は2類相当であるが、もう少ししたら5類に変わるかもしれないので、隔離期間の条件も緩和されると思われる。そうなれば状況はかわってくる。ただ、現在も建物を絶対に分けないといけないということではなく、部屋を隔離することは必要かと思う。クラスターがでた場合は接触がないということが基本かと思うが、マスクとかを子供たちは外してしまうこともあるのか。

事務局 どうしてもマスクを外してしまう子供がいるため、共有部分である廊下や食堂、トイレや浴室など、職員も子供につきっきりが難しいところもあり、旧館の空いているところを使ったという状況である。一時保護所の入所前に職員が抗原検査をするが、その時にはわからなかったが、その後コロナが陽性であることがわかり、ほぼ全員が感染したということもあった。どうしても、「部屋でずっといてね」と

ということが難しいところがある。特に幼児であればそれは難しく、また非行関係の児童も難しい。そういったところで、建物から分けて対応したという状況であった。

委員

人材不足の件について、保育業界もそうであるが保育士不足、小中学校の教員不足、この虐待問題に関する職も含め、免許はとるが職には就きたくないという人がどんどん増えてくると思う。そして、子供の出生数が減る中、企業との人材の取り合いになると思う。一時保護所に勤務する人は教員免許が必要なのか。

事務局

一時保護所では、社会福祉士や保育士も勤務している。

委員

保育士であれば、保育業界との取り合いといったことがあるのだと思う。シルバー人材センターや教員の OB など声かけはしないのか。また、現役でないといけないのか。健康状態が必須だと思われるが、宿直勤務は OB などでもできるのではないのか。民生委員等もお声かけすることはできないか。シルバー人材の活用には県内の市町村で活用が活発なところとそうでないところがある。保育園も人手不足であれば、清掃等シルバー人材を活用できないかと話があったりする。そのような形で、人材不足の解消に向け検討してみてはどうか。

事務局

会計年度任用職員の採用に関しては一度シルバー人材センターをあたってみるようになる。

委員

人材不足の件に関しては、大変努力もされているのだと思われる。ただ、大変な仕事であるというイメージもついてしまい、応募も控えられてしまっているのかと思う。

事務局

旧館の宿直勤務の時は、子供の居室で一緒に寝ることが、大学生とかにとっては負担であり、ロコミで大学内にそういった情報が広まっていたということもあった。新館では、宿直室があるため、そういった情報については修正していきたいと思っている。

会長

それでは、引き続いて会計年度任用職員の確保、正職員で男女きっちり勤務できるという体制を整えていただきたいと県の方をお願いしたい。
続いて、議題 2 の続きの説明を事務局にお願いします。

事務局

議題 2 について説明。

会長

新規採用職員や経験年数の浅い職員は今年度何人おられたのか。ケースワーカー等児童相談所の業務が多忙であることを知っているだけに月に 1 回個別面談等定期的な面談をする時間や機会をとることはできているのかと、児童相談所長の感覚的なものでもよいので教えてください。

事務局 一応、予定通りなんとか実施はできている。人数は1，2年目を合わせて29人である。

会長 紀南児童相談所はどうか。

事務局 紀南児相は児童福祉司1名、児童心理司1名ずつが新規採用職員。新宮分室の方は児童心理司2年目が2人となっている。メンターメンティ制度となると、中央児相とちがい、小規模であるため事務所で常にフォローしているというところ。何か相談があればすぐに対応できるという体制はできている。

会長 令和4年度から実施したところで、これから充実させ定期的実施させていきたいというところで、職員のメンタル面の改善や、職員が休んでしまうことによる業務遅滞や他の職員にしわ寄せがいかないようにできればということかと思われる。委員から他に質問やご意見はございませんか。

委員 今年度始まったメンターメンティ制度で、以前より改善されたと感じるところはあるか。

事務局 病休者の数は以前に比べると少なくなった。今年もいるが、これまでに比べると少ない。

事務局 児童相談所に行くと、何年か前は雰囲気が重く感じられたのが、最近行くと、少し明るい雰囲気になったのかなと、外から見ていて感じる。

委員 教職員でも精神的なトラブルで休職など対応が必要となる頻度がどんどん増えてきている。学校産業医、教職員の産業医の活動及びそれに関連した精神科医師の対応がシステムとしてできている。復職の時の判定基準などもできている。児童相談所の職員の場合、そういった不調を訴えられた場合こういった対応があるのか。

事務局 児童相談所の職員だけでなく、県職員に対する産業医に管内保健所長がなっている。産業医の面接があったり、病休からの復職についても医師の診断を受けたりしている。産業医からいつも注意をうけているのは、超過勤務の時間が、月に70時間から100時間という職員がかなり出ている。ここをなんとかするようにといつも言われている。実際やはりそれを解消することは難しい。

会長 続いて、議題3和歌山県社会的養育推進計画及び和歌山県子ども虐待防止基本計画について、県の取組状況の報告いただきたい。

事務局 議題3について説明。

会長 本日出席いただいている委員の皆様に関係するところについて教えていただければと思う。児童福祉法の改正でこども家庭センターの設置に努めるとされている。

本日初めて出席の委員が勤務する市では、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置など他の市町村の中でもすすんだ取組をされていると思われるが、現状の様子について簡単でいいのでご説明いただきたい。

委員 当市は、子育て世代包括支援センターの中に、「母子保健係」と「子ども家庭応援係」の2つの係がある。虐待対応や子ども家庭支援拠点の業務については「子ども家庭応援係」の担当である。同じセンターのフロアで仕事をしているということで、新しい制度に対応していくという面では、体制がとりやすいのではないかと考えている。

会長 このあたりは市町村によっては、まだばらつきがあるのかと思われる。スムーズに移行できる市町村もあればそうでない市町村もあるかと思っているが、もうお一方、委員より勤務する自治体の状況について委員より教えていただきたい。

委員 当市の状況としては、4圏域で子育て世代包括支援センターがあるが、子ども家庭総合支援拠点とは全く別の組織。子ども家庭センターの設置にむけては、連携の枠を超えて一つの組織にしていくことはかなり難しいというのが現状。当市では子育て世代包括支援センターの業務は委託をしている状況であり、その委託を受けている機関の職員が相談をうけており、その中で家庭訪問が必要な家庭については、地区の保健師に引き継ぐということになっている。地区の保健師は、子育て世代包括支援センターとしての業務もしながら、通常の母子保健業務も行っている。かなり業務量が多く、虐待対応に時間を割くのが難しいという側面があるように思う。

会長 社会的養育推進計画の中で里親委託の推進、里親委託率を上げていくことが謳われている。最終的には令和11年度に44%まであげるといわれているが、現状では里親委託率が横ばいという状況にある。それについて、どのあたりに難しさがあるか、どういった取組が必要なのか里親会の委員よりご発言いただけたらと思う。

委員 まずは里親を増やしていかないといけないのかと思う。里親委託率も大切だと思うが、子育てがしっかりできる現役の里親家庭を増やしていく、養育力のある家庭を増やしていくことがまず必要ではないか。里親が増えたので、子供を里親へ委託するというだけでは、子供とうまくいかず里親がどんどん変わっていくという事態が起きてくる可能性もある。まずは里親を増やしいろいろな里親を増やしていく。そして養育技術を上げていくことが大事。社会的擁護が必要な子供は、発達障害などの特性をもっていたり心に傷を負っていたりすることが多い。そういった子供に対応する力、自分の子供を育てている時と同じようにしたらうまくいくなか、なかなかうまくいかない。うまくいかない状況が続く、不調になるかもしれない。それは虐待につながるかもしれない。現在登録している里親も歳をとっていく。子育てには体力が必要なので、里親になりたいという希望者が多いわけではないと思うが、地道に里親を増やしていき、「この子であれば、この里親がいいだろ

う」という選択枠を増やすことは大事かと思う。子供にとって安心して生活できる家庭が見つかるということが大事だと思う。委託率という目標を決めることは大事だと思うが、子供をどううまく養育していくか、養育力をあげていきたいと里親会では思っている。

会長 児童相談所や里親支援機関がさらに充実して、里親の普及啓発や里親支援に力をいれるということが必要なのか。

委員 私も、啓発に市町村に行くことも多いが、里親をしたいという方はもちろん、それを応援してくれる、直接子育てをすることは無理だが、里親や里親会をサポートしてくれる方、そういった方も含め地域やチームで子育てをしていくことが必要だと思う。里親だけが子育てをするのではなく、市町村等含め相談機関がたくさんあるので、その時その時の子供に応じた体制ができていければと思う。

会長 委員の皆様より、他の質問や意見はどうか。

委員 児童福祉法が改正され、委託期間を延ばしたりアフターケア事業にも力をいれるといった項目もあったと思う。一番心配なのは、巣立ってから自立できる子はいいが、やはりうまくいかない子も多くいる。その子たちを見守っていけるような体制を作っていていただければと思っている。

会長 事務局そのあたりはどうか。

事務局 そのとおりとしかいいようがないが、真に自立できるまでを自立援助ホームや児童養護施設等で自立援助の期間とするということが法改正で決まった。一方で年少児の定員にも影響するというところもあり、非常に悩ましいと考えているところである。自立できないということで、例えばずっと施設入所を継続するということになると、その分、若年児の入所にも影響する。巣立つ力がないという子供をどうしていくのかということも考えていかなければならない。社会資源の開拓というのが益々大切であると思っている。

会長 自立支援ということであれば、「すずらん」があると思うが、コロナの関係もあり十分に活動できていないところもあると思う。自立支援については県としても考えていていただきたいと思うし、県内での就労先や職親の確保も必要かと思う。

事務局 自立援助ホームは増えていつている。児童養護施設や里親などがあまり知らないことも多いのだが、就労をふまえ、自立援助ホームを事前に見学に行くということは児童相談所に相談することなく行くことができるので、そういったことも活用してほしい。

会長 他に意見や質問はどうか。

- 委員 お願いにもなるが、人材の育成ところで、市町村職員の専門性の向上ということでも内部でも研修を重ねて専門性を上げるようにしているが、内部職員が指摘をするだけよりも外部の枠組みのある研修会で指摘されるのでは全然違う。相談場面でのあたりまで市町村職員が担うのかといったことに焦点をあてた研修の開催をしていただくと児童相談所職員の多忙な業務の縮減にもそえるのかとも思っている。そういった研修の開催を考えていただければ助かる。
- 会長 以前は市町村職員の研修もあったように思うが。
- 委員 かなり以前になるが、中央児相に集まり、一緒に初めて家庭訪問をする場合のロールプレイをするような研修もあったかと思う。最近は座学の研修が多いかなと思っている。
- 会長 大事なことだと思う。子ども未来課で計画することになるのかと思うがぜひ来年度実施していただきたい。それが現場で子供の人権が守られるということにつながり、同時に児童相談所職員の体制にとってもいいことだと思うので、ぜひ検討していただきたい。
- 委員 「地域における子育ての支援の促進」という文言があるが、民生委員児童委員ということで、県下に約2600人配置されている。その児童委員が、子育てにしっかりかかわる体制ができればいいと思うが、しかし、あくまでも専門家ではなく地域で生き方をしっかり表現している人たちだと思っている。そういう人たちとつながっていきけるような体制があればいいと思う。児童相談所の職員が懸命に活躍していただいているが、つぶれてしまうということも聞く。意欲のある若い人がつぶれていくというのは見るに耐えない。そのような職員の孤立を解消させるためにどうしたらよいのかと思うと、やはり地域にはいろいろな先輩たちがいるので、頼ってもいいのではないかと思う。地域の児童委員には、年配の人もいるが、人生経験が豊かな人もいるので、社会資源として活用して行ってほしい。
- 会長 委員の皆様より、質問や意見はどうか。
- 委員 今、民生委員の話もあったが、母子保健推進員会の会長ということで全国会議にも参加した。今年度、妊婦訪問をすることになり、その研修として、母子保健推進員が妊婦役や訪問役、その様子を観察する観察者役といった3人一組でロールプレイを実施した。買物をしている時に妊婦と会い、「おなか大きいけど何か月くらい？」といった声かけに始まり、自分が「母子保健推進員という仕事をしているのでもし困ったことがあったら保健師や市の相談機関につなぐことができるからね」といったやりとりのロールプレイ。それが虐待防止になるとも聞いた。どこが虐待防止になるのかと思ったが、おせっかいだと思われがちだが、気持ちをこめたり、相談者の気持ちにたつといった経験で、どこの市町村でもできる研修だと思った。私たちは家庭訪問をしているが、どういったことが相手の気持ちに寄り添えること

かといつも勉強している。直接的な虐待防止ではないが、とても大切なことではないかと思っている。

会長

母子保健推進員の役割は非常に大きいと思っている。妊婦の段階から保健師や母子保健推進員が関わっていくことが虐待予防、困っている家庭の早期発見や支援につながると思われる。母子保健推進員の活動は各市町村によっても違っているが、ぜひ充実した活動により虐待予防につながっていただきたい。

会長

他に質問や意見はございませんか。それでは進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。